

所長メッセージ

TKC用語に『翌月巡回監査』という言葉があります。これは、お客様がパソコンで日々会計処理頂いたデータを監査するために、その翌月中に私たち会計事務所スタッフが巡回訪問させて頂くことを言います。**私の事務所は、原則として全てのお客様を翌月巡回監査の対象とさせて頂いており、現在32ヶ月連続で翌月巡回監査100%を続けています**（その前の数年間も100%を続けていたのですが、ある月に1件のお客様のデータを(株)TKCに伝送することを失念し、いったん途切れさせてしまいました）。翌月巡回監査は私たちの努力だけで継続できるものではなく、お客様が毎月しっかりと経理業務を実践して頂かなければ成り立ちません。皆様の日頃の実践に心より感謝申し上げます。

TKC全国会は翌月巡回監査の実践を標準業務として標榜しているのですが、驚くべきことに、実際は60%も実践できていません。TKC会員でありながら翌月巡回監査を実践していない会員が非常に多いわけで、同じTKC会員の私としては、とても残念に思います。TKC会員ではない会計事務所が翌月巡回監査を行っている確率はさらに低いと考えられ、世の中の事業者は会計事務所から十分なサービスを受けられていないと感じます。**皆様のご友人に「会計事務所が毎月来てくれない」と愚痴をこぼしている方がおみえになりましたら、ぜひご紹介のほどお願い申し上げます**（浅野）。

カード利用時にご注意を！消費税の仕入税額控除の要件とは？

消費税の納付税額の計算は、原則的には課税期間中の「課税売上高に係る消費税」から「課税仕入高に係る消費税」を控除して求めます。この場合の「課税仕入高に係る消費税」を控除するためには、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿及び請求書等の両方を保存する必要があります。このうちの「請求書等」には以下の事項の記載が求められています。

- ① その書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- ④ 課税資産の譲渡等の対価の額
- ⑤ その書類の交付を受ける者の氏名又は名称

一般的にはこのような内容は請求書等に記載され

ていますので問題はないかと思いますが、クレジットカードを利用した際には注意が必要です。カードを利用した場合には、カード会社から一定期間ごとに請求明細書等が交付されますが、この請求明細書等は、そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が作成・交付した書類ではありませんので、上記の「請求書等」には該当せず、その取引に関して仕入税額控除が適用できないということになってしまいます。しかし、カードを利用した時には、利用者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が「ご利用明細」等を発行しているのが通常ですので、**仕入税額控除の要件**



を満たすためには、カード利用時に発行される「ご利用明細」やその店舗の領収書を破棄することなく、カード会社からの請求明細書等とともに必ず保存をしていただくようお願いいたします！（中嶋）

介護保険料は平成29年8月から総報酬制が導入されます！

介護保険料については40歳以上の国民が支払うこととなり年齢制限はありませんので、亡くなるまで支払うという制度です。現在、介護保険制度では、国、都道府県、市町村等の税金投入50%と国民から徴収している保険料50%として財源をまかっています。

65歳以上である第1号被保険者の介護保険料は、市町村ごとに決められています。所得の低い方にも基準額の保険料負担とはいかないため、所得基準を段階に分けて、基準額にそれぞれの保険料率を掛けて各被保険者の保険料を決めています。

次に40歳以上65歳未満である第2号被保険者の保険料は、全国の第2号被保険者の介護保険料の平均額を算出し、厚生労働省が1人あたりの負担率を設定しています。それに基づき、社会保険診療報酬支払基金が医療保険者（市町村、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）に通知をします。医療保険者は、通知に基づき医療保険と一緒に徴収するという流れになっています。

今回改正となったのは、40歳から64歳の第2号被保険者の介護保険料です。第2号被保険者の介護保険料は、平成29年（2017年）8月分の介護保険料から段階的に「総報酬制」に移行することとなりました。2017年7月までは65歳未満の介護保険料は人数割りになっていますが、総報酬制になりますと、収入が高い人が属している健康保険組合等の介護保険料は大幅に増えます。逆に収入水準が低い方の健康保険組合等は下がります。

総報酬制を一挙に導入すると急激な負担となってしまうため、とりあえずは保険料総額の半分に抑え、以降徐々に実施されます。厚生労働省の試算によりますと、負担増となる人は約1,300万人、負担減は約1,700万人とされています。

健保組合と共済の加入者の負担が重くなるケースが多く、協会けんぽの加入者は軽くなる見通しです。

保険料を引き上げるかどうかは、各健保に任されていますので、該当される方は今後の変更等にお気を付けください（大村）。

総報酬割のイメージ（仮に1/2とした場合）

【例】第2号被保険者数が同じ3保険者で2400万円を負担する場合

A保険者（総報酬額5億円）
B保険者（総報酬額15億円）
C保険者（総報酬額10億円）

現行

○ 2400万円を加入者の人数に応じて負担（A、B、Cとも第2号被保険者数が同数なので同額を負担）。

加入者割	A保険者	B保険者	C保険者
全て加入者割	800万円	800万円	800万円

総報酬割1/2導入

○ 2400万円のうち、1/2を人数に応じて負担、1/2を総報酬額に応じて負担（総報酬額の比はA5億円：B15億円：C10億円＝1:3:2）

加入者割	A保険者	B保険者	C保険者
1/2加入者割	400万円	400万円	400万円
1/2総報酬割	200万円	600万円	400万円

総報酬割1/2導入による影響

A保険者の負担率
16% (800万円/5億円) → 12% (600万円/5億円)
B保険者の負担率
5.3% (800万円/15億円) → 6.6% (1000万円/15億円)
C保険者の負担率
8% (800万円/10億円) → 8% (800万円/10億円)

ひとりごと

真夏日の暑い日が続く、8月になりました。今年は山の日を含めた3連休がある為か、JR旅客鉄道6社が7月26日に発表してお盆期間（8月10～17日）の指定席予約状況によると、新幹線と在来線特急の予約は、前年同期10%増の291万席だそうです。

この期間に、旅行に出かけられたり、実家に帰省されたりと、ご家族とゆっくりお過ごしになる方も多くいらっしゃるのではないかと思います。この機会に家庭の現在の姿を踏まえて将来の姿を想像し、必要となる資金の種類や時期、必要額等を見直されてはいかがでしょうか。家庭経済を健全に維持し、家庭の幸せを守る為には、その生活設計に基づいて経済準備をすることが必要です。経済準備の手段は多数ありますが、その一つとして（必要な資金を計画的に準備することができ、万一の事が起きても、目的の資金を確保できるという点で）、生命保険も非常に有効な手段です（林）。

